

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	三穂田町富岡・山寺 (富岡)	平成26年8月	令和4年8月23日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	58.09 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33.76 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.45 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.53 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.0 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>三穂田町富岡・山寺地区の農地の状況については、1法人が地区の半分の面積を担っていく予定であり、新たな担い手の確保が急務である。</p> <p>さらに、今後現在の中心経営体の高齢化が進むため、将来的に地区の農業を守り、維持していくために後継者の育成確保が必要であるとともに、他集落からの入作者や法人も今後担い手として中心経営体に加えていくことについても検討が必要である。そのためには、農作業の改善が必須であり、さらに中心経営体への農地の集積集約化が必要である。</p> <p>また、近年農作物の鳥獣被害が多発し、猪対策で電気柵を設置したものの被害も増加しているため有効な対策を講じていく必要がある。</p> <p>【地域の話合いにおいて抽出された課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家高齢化が進んでおり、その多くが後継者の目途がついておらず地域農業の将来について不安がある。</li> <li>・害獣による農作物への被害が増加している。</li> <li>・耕作放棄地を解消したいが、条件不利地は借り手がおらず、併せて有害鳥獣の被害が増加している。</li> </ul>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>三穂田町富岡・山寺地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置付け農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p> <p>また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者には、今後プランに参加を促し中心経営体への位置づけるとともに、地域を上げて技術指導や知識の継承を図り、本地区農業の維持、発展を目指す。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1 法人	水稲	17 ha	水稲	24 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・ <b>担い手の育成・確保等</b>            地区内で新規就農者や後継者の確保ができた場合には、地区の中心経営体とし農地の集積・集約化をすすめ、地域ぐるみで技術や機械などの支援を行っていく。            また、話し合いの場を定期的にもち、定年帰農者のリスト化等を行い確実に後継者を確保していき、耕作放棄地を発生させないように努めていく。            農業用機械や施設等の導入、更新等の際には積極的に補助事業等を活用する。            さらに、集落内農業者だけでは農地の保全是難しいと判断した際には、集落外からの入作者について今後中心経営体に加えていくことで担い手の強化を図ることを検討していく。</p>
<p>・ <b>災害対策の取組方針</b>            近年多発している災害や、気候変動による農業生産への影響が大きくなっており、産地として持続的に営農活動が行えるよう関係機関と連携しながら掘払いを行う等の対策に関する情報共有を行っていく。(多面的機能支払制度等を活用しながら、農地所有者を含めた地域全体の取組みとして掘払い等を継続して行っていく。)</p>
<p>・ <b>地域農業全体</b>            多面的機能支払組織及び中山間直接支払組織等の活動として農道、用排水路等の維持管理等を継続し、さらに活動エリアの拡大等により、担い手が効率的な農作業を行っていく環境を整えていく。            併せて休耕地の草刈りなども実施することで遊休農地の発生を防ぐとともに有害鳥獣の居場所をなくし、電気柵等の面積拡大をすることで獣害の発生も予防していく。            また農業所得の向上を目指し、さらなる生産コストの縮減や高付加価値化、また、機械の共同利用などの取組みも検討していく。</p>
<p>・ <b>農地中間管理機構の活用方針</b>            地区内の農地所有者がリタイアするなどの場合には農地中間管理機構を活用し、機構に貸付を進めていく。            また、中心経営体は何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。併せて、将来的には担い手への農地の集積・集約化を検討していく。</p>